

令和元年8月29日

会 員 様

福岡東労働基準協会  
会 長 緒方正剛

## 「パートタイム・有期雇用労働法」の改正について

平素より本協会事業に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間  
の不合理的待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して  
働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一  
労働同一賃金ガイドラインについての研修会及び福岡東労働基準監督署からの  
お知らせがあります。

そこで、下記の日程で行いますので、多数の参加をお願いします。

### 記

日 時 令和元年10月18日(金)15時から16時30分

講習内容 「パートタイム・有期雇用労働法」の改正について

- ① 不合理的待遇差の禁止
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備

講 師 福岡労働局雇用環境・均等部指導課指導係長 高野裕美子氏

締め切り 令和元年10月7日(月) 先着80名（一社2名まで）

会 場 リーパスプラザこが 大会議室2F

参加料 無料

※参加希望される方は、申込書(下記)にて福岡東労働基準協会(FAX943-0321)  
でお知らせ下さい。

以上

会 社 名	氏 名